

電子申請に係る業務実施規則

株式会社 確認サービス

第1章 総則

(目的)

第1条 本規則は、株式会社確認サービス（以下「サービス」という。）確認検査業務規程第47条に基づき、電子情報処理組織による業務の的確な実施を行うために、電子申請に係る業務の実施方法等に関する必要な事項として定める。

(定義)

第2条 本規則における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 電子情報処理組織 サービスの使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請者の使用に係る入出力装置とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。
- (2) 電磁的記録 デジタル行政推進法第3条第1項第7号に規定する電磁的記録をいう。
- (3) 電子署名 国土交通省の所管する法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年三月二十日国土交通省令第二十五号）（以下、「主務省令」という。）第二条第二項第一号に規定する電子署名をいう。
- (4) 長期署名 電子署名とタイムスタンプを組み合わせ、文書の長期保存に対応するための技術を含んだ長期検証要件を満たす電子署名をいう。
- (5) 電子証明書 主務省令第二条第二項第二号に規定する電子証明書をいう。
- (6) タイムスタンプ 電磁的記録がある時刻において存在していたこと及びその時刻以降に当該電磁的記録が改ざんされていないことを証明できる機能を有する時刻証明情報をいう。
- (7) 電子申請 デジタル行政推進法第6条に規定する申請等をいう。
- (8) 電子申請システム 電子申請を可能とするために「情報の連絡通知」、「電磁的記録の記録」および「電子署名の実行」等の機能を有したシステムをいう。
- (9) 携帯情報端末 情報を携帯して扱うための小型機器をいう。
- (10) 申請者等 建築主（申請者）、代理者、設計者、監理者をいう。

第2章 業務の実施方法

(指定機関省令第26条第4号)

(電子申請の方法等)

第3条 電子申請は、次の各号に定める方法により、申請者が当該申請に係る電磁的記録をサービスに提出することにより行われるものとする。

- (1) サービスの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録する方法
- (2) 前各号に定めるもののほか、サービスが指定する方法

2 前項の電磁的記録には、申請者等の氏名又は名称を記録する措置を行うものとする。

(申請者等又は指定確認検査機関への情報の通知方法)

第4条 当該申請に係る情報の通知方法は、電子申請システムを利用した自動配信による電子メールで行うものとする。

2 前項の電子メールには、当該申請の「識別番号」を明示するものとする。

(提出可能な電磁的記録の仕様)

第5条 提出可能な電磁的記録の仕様は、サービスにおいて識別可能なものとして次の各号のいずれかとする。

- (1) PDF (Portable Document Format) データ イメージデータとする場合は、解像度 300dpi フルカラー32bit 以上とする。
- (2) 前号に定めるもののほか、サービスが指定する仕様の電磁的記録

2 サービスは、前項に定めた提出可能な電磁的記録の仕様について、申請者等に通知するものとする。

(指定確認検査機関の使用に係る電子計算機への電磁的記録の記録方法)

第6条 電磁的記録の記録方法は、電子申請システムを利用してサービスの使用に係る電子計算機に備えられたファイルへ記録するものとする。

2 前項の電子申請システムは、次の各号の機能を有するものとする。

- (1) 本人認証機能を実装し、本人以外のアクセスを制限する機能。
- (2) 電磁的記録を記録する機能およびその事実を連絡通知する機能を有し、それらを一連の行為として実行する機能。
- (3) 記録された電磁的記録およびその履歴を閲覧する機能。
- (4) 当該申請固有の識別番号を交付する機能。
- (5) 電磁的記録の記録等の行為の事実をサービスおよび申請者に連絡通知する機能。

(電子証明書の指定)

第6条の2 確認検査業務規程第48条第1項の電子証明書は、別記1による。

(電子証明書の取得方法)

第7条 削除

(電子署名の方法)

第8条 サービスは、電子申請システムを利用して、電子署名を実行するものとする。

- 2 前項の電子申請システムは、次の各号の機能を有するものとする。
 - (1) 署名者の電子証明書を登録する機能。
 - (2) 電子証明書の登録に際して、署名者の ID および PIN コードを発行できる機能。
 - (3) 署名者が行う ID および PIN コードの入力により電子署名を実行する機能。
 - (4) 電子署名を実行した電磁的記録およびその署名者を閲覧する機能。
 - (5) 電子署名の実行等の行為の事実をサービスに連絡通知する機能。

(電子署名の検証方法)

第9条 サービスは、電子申請システムを利用して実行された電子署名を検証するものとする。

- 2 前項の電子申請システムは、次の各号に定める事項を検証する機能を有するものとする。
 - (1) 電子署名を実行した署名者の本人性
 - (2) 電子署名を実行した電磁的記録の非改竄性
 - (3) 電子署名が実行した年月日

(整合性の確認方法)

第10条 サービスは、次の各号に定める図書・書類の整合性の確認方法について研修（電子審査検査業務研修）を行うものとする。

- (1) 電子情報処理組織を利用せず提出された書類と電磁的記録との整合性の確認方法。
- (2) 電磁的記録相互の整合性の確認方法。
- (3) その他業務において必要とされる整合性の確認方法。

(電磁的記録により文書を交付する方法)

第11条 サービスは、電磁的記録で文書を交付する場合、申請者等によって電子申請システムを利用し、当該交付文書の電磁的記録をダウンロードさせる方法により交付する。

- 2 サービスは、電子申請システムを利用して、前項により交付された旨を申請者等に通知するものとする。

(電磁的記録により文書を受理する方法)

第12条 申請者等は、電子申請システムを利用して、前条により交付された電磁的記録をダウンロードして受理するものとする。

(追加書類に対する識別番号の明示方法)

第13条 申請者等は、電子情報処理組織を利用せず、申請等に伴う添付書類その他の書類を提出する場合、申請物件が特定できるようにサービスが交付する識別番号等を明示して提出するものとする。

(電磁的記録を紙面印刷した印刷物の原本性担保のための措置)

第14条 サービスは、業務を実施するにあたり、申請に係る電磁的記録を印刷機で紙面に出力する場合、他文書との取り違えや紛れ込み等の無いよう、申請に係る電磁的記録との整合性を確実に図るための措置として、次の各号に定めるいずれかの措置を行うものとする。

- (1) 電磁的記録を印刷する際は、印刷機を限定する。
- (2) 電磁的記録を印刷する際は、物件を特定するための「識別番号」等を印字し、業務着手前に必ず確認を行う。

(モニター画面表示による審査業務の審査水準確保のための措置)

第15条 サービスは、モニター画面に表示させて審査業務を実施するにあたり、従来の紙面での審査業務と比較して同等以上の審査水準を確保するため、研修（電子審査検査業務研修）を行うものとする。

(携帯情報端末による検査業務の検査水準確保のための措置)

第16条 サービスは、携帯情報端末に表示させて検査業務を実施するにあたり、従来の紙面での検査業務と比較して同等以上の検査水準を確保するため、研修（電子審査検査業務研修）を行うものとする。

第3章 業務に関する秘密の保持

(指定機関省令第26条第7号)

(電磁的記録の使用・持ち出しにおける情報漏洩防止のための措置)

第17条 サービスは、電磁的記録の使用・持ち出しにおける情報漏洩防止のための措置について、別に定めるものとする。

(情報漏洩防止のための措置)

第18条 サービスは、申請に係る電磁的記録の提出時等の通信における情報漏洩防止のための措置およびサービスの使用に係る電子計算機からの情報漏洩防止のための措置について、別に定めるものとする。

2 サービスは、人的な情報漏洩防止のための措置について、別に定めるものとする。

第4章 業務の公正かつ的確な実施を確保するための措置

(指定機関省令第26条第11号)

(長期保存を確実に行うための措置)

- 第19条 サービスは、法定の保存図書・書類の電磁的記録を法定の保存期間内において滅失等することなく確実に保存するため、電子申請システムを利用して長期署名（ES-A）を実行するものとする。
- 2 サービスは、法定の保存期間を満たすための措置として、再度、長期署名（ES-A）データに対してタイムスタンプの追加付与を実行し、電子署名の有効期間を延長するものとする。
- 3 サービスは、保存された電磁的記録を必要に応じて紙面に出力するために、電子計算機その他機器およびアプリケーションソフトウェアの管理を行うものとする。
- 4 サービスは、前3項以外の事項で必要な事項を別に定めるものとする。

(書面を電磁的記録で保存する方法)

- 第20条 サービスは、提出された申請等に伴う添付書類その他の書類を、申請に係る電磁的記録と一元管理するために、電磁的記録として保存するための方法及びその仕様について、次の各号に定めるものとする。
- (1) 提出された申請等に伴う添付書類その他の書類を光学的に読み取り、電磁的記録として記録する。
- (2) 前号の電磁的記録の仕様は、第5条の規定を準用する。

第5章 その他業務の実施に関し必要な事項

(指定機関省令第26条第13号)

(円滑な引継ぎのための措置)

- 第21条 サービスは、業務の引継ぎを行うこととなった場合に、円滑な引継ぎを行うための必要な措置について、別に定めるものとする。

(副本の交付方法等)

- 第22条 サービスは、確認済証の交付する際、副本を交付するものとする。
- 2 前項に定める副本の交付方法は、申請者と協議の上で次の各号に定めるいずれかにより行うものとする。
- (1) 申請された電磁的記録を紙面に印刷して交付する方法。
- (2) 申請された電磁的記録を電子申請システムを利用してダウンロードさせる方法。

平成26年12月26日制定

平成27年 4月 1日改訂

平成30年 2月 9日改訂

令和 3年 6月 1日改訂

別記 1

第6条の2 確認検査業務規程第48条第1項により指定する電子証明書

	認証事業者	電子証明書の名称
1	セコムトラストシステムズ株式会社	セコムパスポート for Public ID